

再 評 価 書						
事業名	市町村営地域水産物供給基盤整備事業		事業区分	まかて 坂手漁港	事業主体名	鳥羽市 農林水産課
事業概要	工期 (下段:当初)	平成6年～平成18年	全体事業費 (下段:当初)	1,100百万円 (負担率:国:80、60、55県:17.5、37.5、30、他2.5,15)		
		平成6年～平成15年		1,072百万円 (負担率:国:80、60、55県:17.5、37.5、30、他2.5,15)		
事業目的及び内容						
<p>当地区は、鳥羽湾に浮かぶ有人離島で最も小さく、また本土から一番近い坂手島の南東部に位置し、平坦地が極めて少ない、民家が漁港背後の斜面に密集して建ち並び、一本釣り漁業と海面養殖を主体とした沿岸漁業を営む集落です。当漁港の現有施設では、係留施設、漁港用地が不足していることから、出漁及び漁船の停泊並びに漁具の保管・漁具漁船の修理作業に支障をきたしているため施設の整備が望まれています。</p> <p>また、定期船の棧橋が固定式のため乗降時や荷物の積降しに際し段差が生じ危険なため、浮棧橋の整備が望まれています。</p> <p>更に、港内奥の水質が年々悪化し、生簀で活かしている一本釣りの餌の生存率が低く、また既設防波堤に破損箇所があることから双方を合わせた整備が強く望まれています。</p> <p>そこで、これらの問題を改善するため、坂手漁港改修事業を平成6年度から事業費1,072百万円で計画しました。</p> <p>平成12年度の再評価時点での事業内容は以下の通りでした。</p> <p>外郭施設 1号防波堤 L=58m 1号防波堤(透過式) L=10m 護岸 L=62m  水域施設 - 2m泊地 A=5、880m<sup>2</sup>  係留施設 船揚場 L=20m - 2m物揚場 L=200m 浮棧橋 1基  輸送施設 道路 L=310m  漁港施設用地 A=3,063m<sup>2</sup></p>						
事業主体の再評価結果						
1 再評価を行った理由						
平成12年度に再評価実施後5年を経過し、なお継続中ですので三重県公共事業再評価実施要綱第2条に基づき再評価を行いました。						
2 事業の進捗状況と今後の見込み						
平成6年度から事業に着手し、平成17年度までに1号防波堤 L=58m、護岸 L=62m、- 2m泊地 A=2,130m <sup>2</sup> 、船揚場 L=20m、- 2m物揚場 L=200m、浮棧橋 1基、道路 L=310m、用地 A=3,063m <sup>2</sup> の整備を完了し、残事業は1号防波堤(透過式) L=10mとなっています。						
事業の進捗は、事業費で平成17年度末までに88%完了し、残事業は12%となっています。						
平成18年度には、全体計画を完了する予定です。						
3 事業を巡る社会経済状況の変化						
(1) 漁港漁場整備法の施行による全体計画の見直し						
当漁港は、第9次漁港整備長期計画(平成6年～平成12年)の中で改修事業として整備を行ってきました。						
平成12年度の再評価時点では、次期長期計画を含めた平成15年度完成予定で、事業継続を了承していただきました。平成14年に漁港法の改正に伴う漁港漁場整備法の施行を受け、事業制度が再編成されたことにより、市町村営地域水産物供給基盤整備事業として、新たな計画で整備を行っています。総事業費は1,100百万円で平成12年度再評価時点より28百万円増額として実施しています。						
全体計画						
外郭施設 1号防波堤 L=58m 1号防波堤(透過式) L=10m 護岸 L=62m 水域施設 - 2m泊地 A=2,130m <sup>2</sup> (3,750m <sup>2</sup> 減) 係留施設 船揚場 L=20m - 2m物揚場 L=200m 浮棧橋 1基 輸送施設 道路 L=310m 漁港施設用地 用地 A=3,063m <sup>2</sup>						

(2) 周辺環境の変化	
<p>平成12年度の再評価時点に比べ、地区人口は、753人(H11)から657人(H15)と4年間で96人減少(約13%減)となっています。</p>	
<p>一方で、陸揚量は149トン(H11)から115トン(H15)と、登録漁船数は107隻(H11)から104隻(H15)と僅かな減少に留まっています。全体的に人口は減少していますが、陸揚量・漁船数は、横ばいに推移していることから、当漁港の重要性は高く保たれています。</p>	
(3) 財政状況の変化	
<p>厳しい財政状況の変化により、平成14年度から事業費が減少し事業の進捗が伸び悩む傾向にありましたが、平成18年度に事業を完了する予定です。</p>	
4 事業の選択時の費用対効果分析の要因の変化、地元の意向の変化等	
4 - 1 費用対効果分析	
B(総便益額) = 1,628百万円	
C(総費用額) = 1,289百万円	
B/C(費用便益比率) = 1.26	
4 - 2 地元の意向	
<p>当漁港は、一本釣り漁業が主体で港内に生簀で釣り餌を活かしており港内の水質改善を目的とした、1号防波堤(透過式)の整備が強く望まれています。</p>	
5 コスト縮減の可能性や代替案立案の可能性	
5 - 1 コスト縮減	
<p>用地等埋立に当り、当工事の床掘及び浚渫により発生した土砂を3,500m<sup>3</sup>流用し14百万円のコスト縮減を図りました。他に、舗装材及び基礎材として再生アスファルト、再生砕石を使用しました。</p>	
5 - 2 代替案	
<p>現計画は、港内の水質を改善するための透過式(海水交換型)防波堤の整備であり、併せて既設防波堤破損箇所の改築を行う計画であることから現計画が妥当であると考えています。</p>	
<b>再 評 価 の 経 緯</b>	
<p>平成12年度に答申された再評価審査委員会の意見に対する対応を次のとおり行っています。      公共事業についての説明責任を果たす上で、今後の費用対効果分析資料の作成にあたっては、積算根拠を明確にすること。      平成14年に改定された費用対効果分析マニュアルに基づいて積算しており、便益根拠は年間便益額の算定説明書を添付しています。</p>	
<b>事 業 主 体 の 対 応 方 針</b>	
<p>三重県公共事業再評価実施要綱第3条の視点を踏まえ再評価を行った結果、坂手漁港の整備は必要であり、同要綱第5条1項に該当すると判断されるため当事業を継続したいと考えています。</p>	